

旧緊急時避難準備区域（広野町）から避難した後、平成28年秋に帰宅した申立人の帰宅費用（家電製品等の買い替え費用、自宅の修繕費用）について、原発事故から帰宅までの期間等も踏まえ、その一部（自宅の修繕費用、カーテン購入費用の一部、炊飯器、電子レンジ、湯沸しポット購入費用）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目に対する和解金として、金51万6700円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- （2） 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年3月22日

## 【別紙】

損害項目		金額（円）
自宅補修工事費用（平成 28 年 8 月 10 日支払い分）		350,000
物品購入費用	打込鉄釜おひつ御膳 （2016 年 4 月 23 日支払い分）	74,800
	レンジ （2016 年 4 月 23 日支払い分）	18,500
	優湯生 （2016 年 4 月 23 日支払い分）	18,000
	カーテン （平成 28 年 7 月 11 日支払い分）	55,400
合計		516,700